

別記46 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に係る運用上の指針

令和2年3月27日消防令第87号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」

- 1 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける取扱いの技術上の基準（規則第40条の3の10第3号イ関係）
 - (1) 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。
 - (2) 可搬式の制御機器を操作する従業員については、「危険物取扱者」であることが望ましいこと。

2 予防規程に関する事項

第2章 第3節「第27 予防規程制定・変更認可の申請」4 予防規程の個別内容によること。

3 可搬式の制御機器を設置する場合の手續に関する事項

可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合には、使用する制御機器の機能（給油許可の制御機能及び停止機能等）に係る位置、構造及び設備の技術上の基準への適合性を確認する必要があることから、消防法第11条第1項に基づく変更許可を要するものであること。